

# 次期医療計画に係る 国・道の動向について

令和4年（2022年）12月20日（火）  
札幌市保健福祉局保健所医療政策課

## 第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、**地域の実情に応じて**、当該都道府県における**医療提供体制の確保を図るための計画**(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき**第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 **生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるもの**の治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「**救急医療等確保事業**」という。)に関する事項(ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。)

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ **へき地の医療**

ニ **周産期医療**

ホ **小児医療（小児救急医療を含む。）**

へ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における**疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療**

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として**厚生労働省令で定める基準に従い定める区域**（以下「**構想区域**」という。）

ハ **そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療**（※令和3年5月28日公布、令和6年4月1日施行）

5 疾病

在宅医療

5 事業

6 事業

+ 1 事業

地域医療構想

病床機能報告制度

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

外来医療計画

医師確保計画

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二 医療従事者(医師を除く。)の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

二次医療圏

十四 主として**病院の病床**(次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)及び**診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める**特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 **療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項**

三次医療圏

基準病床数

# 医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

## 計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

## 記載事項(主なもの)

### ○医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

#### 二次医療圏

**335医療圏**（令和2年4月現在）

##### 【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

#### 三次医療圏

**52医療圏**（令和2年4月現在）

※都道府県ごとに1つ  
（北海道のみ6医療圏）

##### 【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

### ○地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

### ○5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

5事業(\*)…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

(\*) 令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

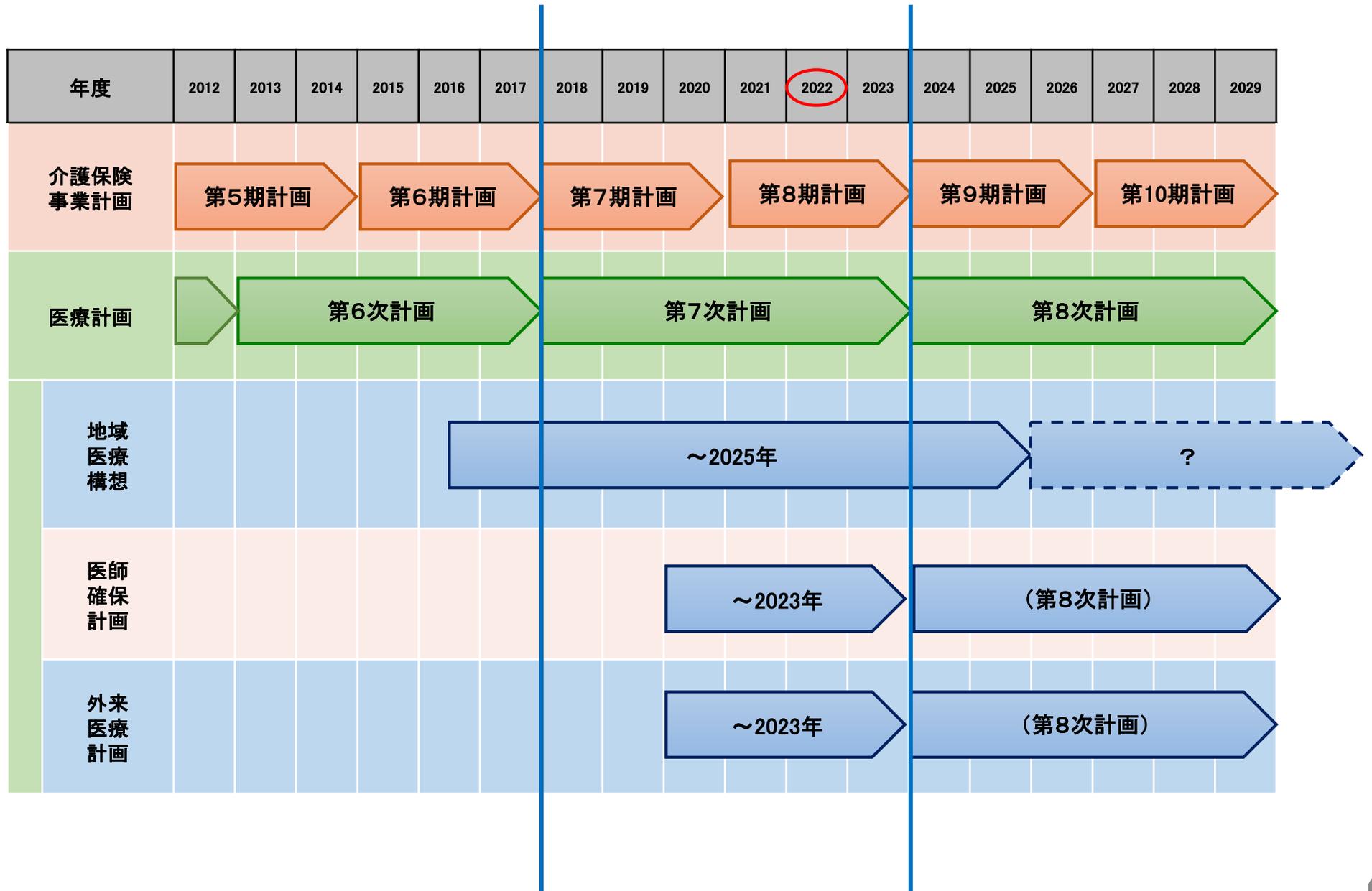
### ○医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

### ○外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

# 医療計画等の策定状況



# 二次医療圏の設定に係る検討スケジュール

R4.8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月	4月	～12月	R6.1～3月
<b>【道】</b> <b>地域医療専門委員会の開催</b>								<b>【道】</b> 二次医療圏設定の方向性を整理	<b>【道】</b> 5疾病・6事業 + 在宅医療 医師確保計画・外来医療計画 の具体的内容の検討	<b>【道】</b> 北海道医療計画の決定・告示 パブリックコメントの実施
		第1回 意見集約		第2回 意見集約			第3回 意見集約			
<b>【厚労省】</b> 第8次医療計画等に関する検討会の開催						<b>【厚労省】</b> 医療計画作成 指針発出？				
○国の検討状況や今後実施する意見集約については、地域医療専門委員会の開催の都度、情報共有する。										

# 次期医療計画の検討体制について

# 第8次医療計画の策定に向けた検討体制【厚生労働省】

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

## 第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
  - ※具体的には以下について検討する
    - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
    - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
    - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
  - ※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師需給分科会」で議論してきており、次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論。

【新興感染症等】  
感染症対策(予防計画)に関する検討の場 等

【5疾病】  
各疾病に関する検討の場 等

連携

報告

### 地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
  - ・医師の適正配置の観点を含めた医療機能の分化・連携に関する推進方針
  - ・地域医療構想ガイドライン
  - ・医師確保計画ガイドライン 等

### 外来機能報告等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
  - ・医療資源を重点的に活用する外来
  - ・外来機能報告
  - ・地域における協議の場
  - ・医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関 等

### 在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
  - ・在宅医療の推進
  - ・医療・介護連携の推進

### 救急・災害医療提供体制等に関するWG

- 以下に関する詳細な検討
  - ・第8次医療計画の策定に向けた救急医療提供体制の在り方
  - ・第8次医療計画の策定に向けた災害医療提供体制の在り方 等

\*へき地医療、周産期小児医療については、第7次医療計画の策定に向けた検討時と同様、それぞれ、以下の場で専門的な検討を行った上で、「第8次医療計画等に関する検討会」に報告し、協議を進める予定。

・へき地医療  
厚生労働科学研究の班  
・周産期医療、小児医療  
有識者の意見交換

# 第8次医療計画の策定に向けた検討体制【厚生労働省】

- 第8次医療計画の策定に向け、「第8次医療計画等に関する検討会」を立ち上げて検討。
- 現行の医療計画における課題等を踏まえ、特に集中的な検討が必要な項目については、本検討会の下に、以下の4つのワーキンググループを立ち上げて議論。
- 新興感染症等への対応に関し、感染症対策(予防計画)に関する検討の場と密に連携する観点から、双方の検討会・検討の場の構成員が合同で議論を行う機会を設定。

## 第8次医療計画等に関する検討会

- 医療計画の作成指針(新興感染症等への対応を含む5疾病6事業・在宅医療等)
- 医師確保計画、外来医療計画、地域医療構想 等
- ※具体的には以下について検討する
  - ・医療計画の総論(医療圏、基準病床数等)について検討
  - ・各検討の場、WGの検討を踏まえ、5疾病6事業・在宅医療等について総合的に検討
  - ・各WGの検討を踏まえ、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画について総合的に検討
- ※医師確保計画及び外来医療計画については、これまで「医師確保分科会」で議論してきており、次期計画の策定に向けた議論については、本検討会で議論

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① R 3.6.18  | ⑩ R 4.7.20  |
| ② R 3.8.6   | ⑪ R 4.7.27  |
| ③ R 3.10.13 | ⑫ R 4.8.4   |
| ④ R 3.11.5  | ⑬ R 4.8.25  |
| ⑤ R 3.11.11 | ⑭ R 4.9.9   |
| ⑥ R 3.12.23 | ⑮ R 4.10.7  |
| ⑦ R 4.3.4   | ⑯ R 4.10.26 |
| ⑧ R 4.5.25  | ⑰ R 4.11.4  |
| ⑨ R 4.6.15  |             |
| ⑩ R 4.7.20  |             |

連携

【新興感染症等】  
感染症対策(予防計画)に関する検討の場 等

- ① R 3.12.17

【5疾病】  
各疾病に関する検討の場 等

報告

### 地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

- ① R 3.7.29
- ② R 3.12.3
- ③ R 4.3.2
- ④ R 4.5.15
- ⑤ R 4.10.16
- ⑥ R 4.8.10
- ⑦ R 4.9.21
- ⑧ R 4.10.12
- ⑨ R 4.10.27

### 外来機能報告等に関するWG

- 以下に関する詳細
- ① R 3.7.7
- ② R 3.7.28
- ③ R 3.9.15
- ④ R 3.10.20
- ⑤ R 3.11.29
- ⑥ R 3.12.17
- ⑦ R 4.3.16

### 在宅医療及び医療・介護連携に関するWG

- ① R 3.10.13
- ② R 4.3.9
- ③ R 4.5.15
- ④ R 4.7.20
- ⑤ R 4.7.28
- ⑥ R 4.9.28
- ⑦ R 4.10.14
- ⑧ R 4.10.31

### 救急・災害医療提供体制等に関するWG

- ① R 3.10.13
- ② R 4.2.9
- ③ R 4.4.14
- ④ R 4.4.28
- ⑤ R 4.6.15
- ⑥ R 4.7.8
- ⑦ R 4.10.5

\*へき地医療、周産期小児医療については、第7次医療計画の策定に向けた検討時と同様、それぞれ、以下の場で専門的な検討を行った上で、「第8次医療計画等に関する検討会」に報告し、協議を進める予定。

- ・へき地医療
- ・厚生労働科学研究の班
- ・周産期医療、小児医療
- ・有識者の意見交換

# 次期北海道医療計画策定に向けた検討体制について【北海道】

- 医療計画の策定・見直しについては、北海道総合保健医療協議会で協議することとしており、各疾患・事業ごとの協議は所管の専門委員会・小委員会等で行い、全体については、地域医療専門委員会で協議する。（R4.5 総会決定事項）
- 新興感染症等への対応に関する検討の場については、現在、検討中。

## 北海道精神保健福祉審議会

○精神疾患

## 北海道総合保健医療協議会

## 北海道医療対策協議会

○医師確保計画

## 地域保健専門委員会

○がん

### 循環器疾患 対策小委員会

○脳卒中  
○心筋梗塞等の  
心血管疾患

### 糖尿病対策 小委員会

○糖尿病

## 地域医療専門委員会

○医療計画取りまとめ・全体協議  
○へき地医療、○外来医療計画

### 看護対策 小委員会

○看護師等  
確保対策

### 在宅小委員会

○在宅医療

### 周産期・小児医療検討委員会

○周産期医療、○小児医療

## 救急医療専門委員会

○救急医療 ○災害医療

北海道知事

諮問

答申

北海道医療審議会

※北海道総合保健医療協議会での  
計画案了承後

※上記以外の関連施策等は他協議会等で協議  
※新興感染症の検討体制は、別途整理